

令和8年3月定例会 予算決算委員会 各分科会審査における委員間討議について（案）

○分科会審査の流れについて（議会運営委員会で決定済）

1. 一般会計 補正予算 の質疑
2. 一般会計 当初予算 の質疑（目ごと⇒総括的な質疑⇒委員長の質疑）
3. 特別会計 の質疑
4. その他の議案 の質疑

○委員間討議（案）

議長からの申し送りにより、各分科会において委員間討議を実施する。

（1）実施のタイミング

- ・ 全ての質疑（上記1～4）が終了した後、実施する。
- ・ 理事者には退席いただく。
- ・ 委員会討議はインターネット中継する。

（2）討議の目的

- ・ 付託議案に係る審議を通して見えてきた課題等について、委員間で討議し、課題点や懸念点等を確認し、総括質疑に生かしていただく。

（3）委員間討議のテーマの選定方法

- ・ 各分科会委員長が委員間討議の宣告をした後、委員間討議を希望する委員より委員間討議のテーマを発言いただき、その内容について討議を行う。
- ・ 複数の委員より複数のテーマが提案された場合、順番にそのテーマを取り扱い、討議を行う。

（4）所要時間

- ・ 各分科会30分を限度とする。
- ・ 時間の計測は副委員長が行う。

（5）討議における留意事項（ルール）

- ・ お互いの考えや意見を否定しないこと。
- ・ 相手を詰問・追及するような発言は控えること。

（6）委員長報告

- ・ 今回は試行実施であるため、委員間討議の内容については委員長報告に含めない。

○今後の流れ

1. 作業部会で案を決定：1月～2月
2. 委員会で案を決定：2月（中旬）
3. 議会改革推進特別委員長より、幹事長会で報告し、予算決算委員長及び議会運営委員長に内容を伝達
4. 3月定例会招集告示日に開かれる各常任委員会正副委員長打合せ会議において、各分科会委員長に周知し、各分科会委員長から各委員に周知する
また、同日開かれる議会運営委員会においても周知する
5. 各分科会で委員間討議を実施
6. 委員間討議で見えてきた当初予算の課題等を総括質疑への質疑に生かす
7. 一連のプロセスを踏まえ、議会改革推進特別委員会で今後の制度設計を進める